隠岐の島駐在事務所からのお知らせ夏号

厚生労働省 島根労働局　松江労働基準監督署　隠岐の島駐在事務所

1 『第 98 回全国安全週間』が始まります！

今年の全国安全週間は、「多様な仲間と 築く安全　未来の職場」をスローガンに、７月１日から７日を本週間、６月１日から６月３０日を準備期間として展開されます。この安全週間を契機として、皆様の職場におかれましても、経営トップ自らの安全パトロールや安全表彰などの取組を実施していただき、安全で安心な職場を築くため、安全衛生管理活動を着実に進めましょう。

詳しくはこちら

2 職場における熱中症対策が義務化！～令和７年６月１日より施行～

基本的な考え方

見つける（例）作業員の様子がおかしい…

判断する（例）医療機関への搬送、救急隊要請

対処する（例）救急車が到着するまで作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

→ 現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、以下の**「早期発見のための体制整備」**、**「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」**、**「関係作業者への周知」**が義務付けられます。

義務の概要

（１）「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が、その旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること。

（２）熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
②作業からの離脱、身体の冷却、医師の診察又は処置を受けさせること
など、熱中症による重篤化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順をあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること。

対象となるのは

「**WBGT28度以上**又は**気温31度以上**の環境下で
連続１時間以上又は**１日4時間**を超えて実施」が見込まれる作業

○職場における熱中症対策の強化について（パンフレット）

○職場における熱中症対策の強化について（リーフレット）

○STOP！熱中症 クールワーク キャンペーン（リーフレット）

○働く人の 今すぐ使える 熱中症ガイド

3 WBGT（暑さ指数）とは？

気温・湿度・輻射熱の３つを取り入れた温度の指標であり、その値は気温とは異なります。WBGTが基準値を超えるおそれがある場合は、熱中症になる可能性が高くなります。WBGTは、指数計で測定できるほか、熱中症予防情報サイトでも確認できます。

環境省 熱中症予防情報サイト

３分でわかる 熱中症対策義務化完全解説

YouTube 動画リンク

島根労働局HP トップページの右のバナーからリンク

職場における熱中症対策の強化について

島根県最低賃金 962円 詳しくはこちら➤➤➤

確かめよう労働条件 詳しくはこちら ➤➤➤

過去のお知らせはこちら ➤➤➤